人事行政の運営等の状況

旭川市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。詳しい内容は市政情報コーナー（７の９　総合庁舎１階）や市HPで見ることができます。

【詳細】人事課TEL25・5445、職員厚生課TEL25・5459　旭川市　人事行政　検索



1 職員の任免および職員数

①採用・退職者数の状況

	令和７年度	令和８年度（４月１日現在）
採　用	99人（17人）	110人（0人）
退　職	113人	

※採用欄の（　）内は、暫定再任用職員の人数（外数）。退職人数には、暫定再任用職員の任期満了を含む。

②職員数の推移

平成28年度をピークに令和元年度までは一旦減少しました。現在は、他の中核市との比較では概ね標準的な職員数で推移しています。今後も効率的な事務の執行に努めます。

年度	平成28	…	令和元	…	令和７	令和８
人数（人）	3,012	…	2,969	…	2,977	2,979

（各年４月１日現在）

2 職員の人事評価

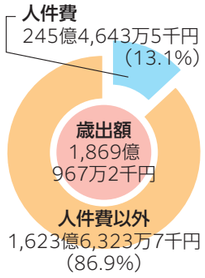
職員の能力や業績を把握し、勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

3 職員の給与

①人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬の他に、共済費（民間企業での社会保険料の使用者負担分に相当）等を含む経費をいいます。令和７年度の人件費率は13.1%です。

※普通会計＝一般会計と特別会計のうち、公営事業会計を除いたものを合算したもの。



②職員給与費の状況（令和８年度普通会計当初予算）

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当（退職手当を除く）を合わせたものです。

職員数　2,643人

（会計年度任用職員を除く職員数は2,173人）

※普通会計に属する職員数のため、総職員数である①②の人数と異なります。

職員給与費

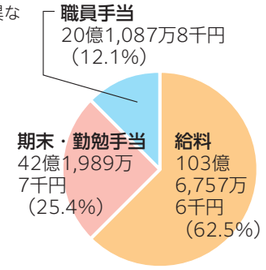
165億9,835万1千円

（会計年度任用職員を除く職員給与費は147億6,899万円）

１人当たり給与費

628万円

（会計年度任用職員を除く１人当たり給与費は679万7千円）



③ラスパイレス指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
令和７年４月１日現在	98.6	99.4	98.7
令和２年４月１日現在	98.8	99.9	98.9

※ラスパイレス指数＝国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

④職員の初任給および経験年数別平均給料月額の状況

区分（一般行政職）		大学卒	高校卒
決定初任給		232,000円	200,300円
経験年数	10年未満	256,765円	228,477円
	10年以上20年未満	319,090円	292,255円
	20年以上30年未満	389,783円	367,060円
	30年以上	418,016円	398,298円

（令和８年４月１日現在）

※決定初任給＝卒業後、直ちに採用された者に適用される給料月額。
※一般行政職＝行政職給料表（右ページ④）の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたもの。

⑤職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区　分	旭　川　市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	349,195円	44.2歳	342,178円	41.7歳

（令和８年４月１日現在）

⑥職員手当の状況

期末手当・勤勉手当	［令和８年度支給割合］（６月期＋12月期＝計） ●期末手当：1.2625月分＋1.2625月分＝2.525月分 ●勤勉手当：1.0625月分＋1.0625月分＝2.125月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算あり	
寒冷地手当	57,500円～147,000円	
退職手当	最高限度支給率　47.709月分 ※勤続年数・退職事由により決定 ●退職前の役職等による調整額あり ●定年前早期退職特例措置（２～20%加算）	
	１人当たり平均支給額（令和７年度）	●自己都合　144万８千円 ●勧奨・定年　2,121万５千円
扶養手当	●子＝１人13,000円 ●扶養親族（上記を除く）＝１人3,500円～6,500円（16歳から22歳までの子１人につき5,000円加算） ※手当額は職員の職務の級によって異なる	
住居手当	●借家等の場合＝家賃の額に応じて支給（限度額27,000円、家賃3,000円超に限る）	
通勤手当	●交通機関の利用者＝運賃等相当額（限度額５万円） ●交通用具（自動車等）の使用者＝2,000円～49,200円（使用距離による） ●駐車場等の利用者＝利用料金額（月限度額５千円）	

時間外勤務手当（令和７年度）		
	支　給　総　額	10億8,492万円
	職員１人当たり支給年額	40万2千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当を含まない。

4 等級および職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表

等級	人数（人）	割合（%）	主な職務	人数（人）	職制上の段階
１級	188	8.8	係員	188	係員級
２級	181	8.5	係員	181	係員級
３級	463	21.7	主任	382	主任級
			係長・主査	81	係長級
４級	923	43.2	主任	276	主任級
			係長・主査	569	係長級
			課長補佐	78	課長補佐級
５級	159	7.5	課長補佐	159	課長補佐級
６級	59	2.8	課長・主幹	59	課長級
７級	119	5.6	課長・主幹	102	課長級
			部次長	17	部次長級
８級	41	1.9	部次長	15	部次長級
			部長	26	部長級
９級	0	0.0	部長	0	部長級
合計	2,133	100.0		2,133	

（令和８年４月１日現在）

5 職員の勤務時間とその他の勤務条件

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分～1時

②年次有給休暇の取得状況（令和７年度）

総付与日数（A）	総使用日数（B）	全対象職員数（C）	平均使用日数（B÷C）	取得率（B÷A）
53,868.6日	21,621.6日	1,468人	14.7日	40.1%

※総付与日数は、前年度からの繰越し分を含む。
※全対象職員数＝市長部局に勤務する職員で令和７年４月１日から令和８年３月31日までの全期間在職した職員の数。

6 職員の休業

令和７年度の職員の休業制度の取得状況は、育児休業が62人（うち男性31人、女性31人）です。

7 職員の分限および懲戒処分

令和７年度に行った職員に対する分限処分は、心身の故障による休職が延べ211人です。懲戒処分は、公務上の事由による停職が１人、戒告が１人です。

※延べ人数＝同一職員が複数回にわたって分限処分された場合、その数を重複して合計したもの。

8 職員の服務

地方公務員法や旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例などに基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に努めています。

令和７年度における主な取組みは、次のとおりです。

●各部局長宛に通知　●職員研修の実施＝５回

9 職員の退職管理

退職した元職員からの働き掛けを規制するとともに、退職した課長職以上の元職員から再就職状況に関して届出を受け、市HPで公表しています。

10 職員の研修



基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、令和７年度に実施した研修には、延べ3,298人が受講しました。

11 職員の福祉および利益の保護

①厚生福利制度

●**厚生制度**＝条例の定めにより、職員の保健や元気回復、その他厚生に関する事業を、旭川市職員福利厚生会に委任して実施しています。同会の令和７年度の会員数は2,978人。市からの交付金額は1,959万5千円で、会員会費と交付金の負担比は１：0.31です

●**共済制度**＝職員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に関して適切な給付を行うことを目的とした相互救済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき、北海道都市職員共済組合が主体となって、事業を実施しています

②公務災害補償

令和７年度の公務災害発生件数は次のとおりです。

●公務災害＝７件　●通勤災害＝４件

12 市長・副市長の給料等の状況

区　分	給料月額	期末手当
市　長	1,050,000円	支給割合 年間4.65月分
副市長	865,000円	

（令和８年４月１日現在）

13 その他

令和７年度における勤務条件に関する措置要求は０件、不利益処分に関する不服申立ては０件、苦情相談の件数は１件です。

市議会議員の報酬等の状況

区　分	報酬月額	期末手当	年間支給額
議　長	630,000円	支給割合 年間 4.65月分	11,075,400円
副議長	560,000円		9,844,800円
議　員	520,000円		9,141,600円

（令和８年４月１日現在）

●**政務活動費**＝議員の調査研究その他の活動に資するため、１人当たり月額８万円を交付。政務活動費を充てることができる経費は条例等で定められており、残余があった場合は返還

●**視察旅費**＝議員行政視察（任期中２回）と、委員会行政視察（２年に１回）の費用に関して、１回当たり16万円以内で市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて支給

【詳細】議会総務課TEL25・6380、議事調査課TEL25・6318